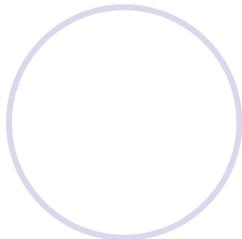
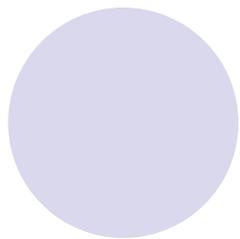


第2次三条市食育推進計画(案)について

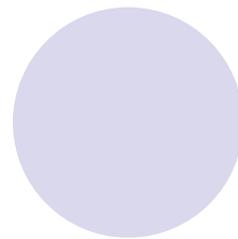
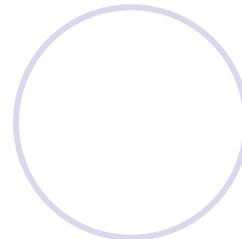
福祉保健部健康づくり課



目



次



- 第1章 第2次三条市食育推進計画の概要……P.1~2
 - (1)第1次計画の成果
 - (2)計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間
- 第2章 現状と課題……………P.3~4
- 第3章 計画の基本的な考え方……………P.5
- 第4章 基本的施策……………P.6

第1章 第2次三条市食育推進計画の概要

(1) 第1次三条市食育推進計画の成果(本文P1～)

第1次三条市食育推進計画(平成18年3月策定)

基本理念: 市民一人ひとりが健康に幸せに生きるため「食べる力」を育てる

朝食習慣の定着

米を主食とした日本食の実践

毎日の食事に地元産の食材を取り入れた地産地消の推進

取組

- ①小中学校や保育所(園)での食育活動の全市拡大
- ②地産地消による給食の完全米飯化
- ③子どもが作る弁当の日の事業化促進
- ④広報や食育メール・イベントを通じた啓発活動の充実
- ⑤離乳食相談会の充実
- ⑥食生活改善推進委員と連携した地域の食生活改善の継続
- ⑦乳幼児健診や特定保健指導における栄養相談の充実

成果

・子どもの朝食欠食率低下
・小中学生の排便習慣改善
・小中高生の夕食後の間食習慣改善

など…

・小学生の肥満減少
・給食残食率の減少
・健全な食事を実践する市民の増加

など…

・直売所の増加
・学校における農産物の使用率の向上

など…

平成21年3月 「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」の制定

平成22年2月 「三条まんま塾(食と農の連携協議会)」の設立

市全体の食に対する関心が高まり、「食べる力」が育ちつつある！

条例制定及び「三条まんま塾」の設立によって、食育と農業の連携が強化されつつある！

第1章 第2次三条市食育推進計画の概要

(2) 計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間(本文P.1～)

計画策定の趣旨

- ◆第1次計画での改善点を伸ばすとともに、目標値に達していない事項に対して継続して取組んでいく。また、新たな問題点を改善すること、条例理念の実現のために農業施策と協働することが必要である。
 - ◆誰もが無理なく自然と健康によい食生活を営めるような環境を整え、子どもから高齢者まで一貫した考えで食育を継続することが必要である。
- 上記2点実現のために、市民と行政が一体となって総合的に食育を推進する計画として「第2次食育推進計画」策定する。

計画の位置づけ

- ◆「食育基本法」第18条第1項に基づく市町村食育推進計画(努力義務)である。
- ◆「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」第9条に計画策定が定められている。
- ◆市の上位計画である「三条市総合計画」や関連計画との整合性を図り、進める。

計画期間

- ◆平成23年度から平成27年度までの5年間(必要に応じて見直しを行う)

参考(各計画の計画期間)

食育推進基本計画(平成18年度～平成22年度)

新潟県食育推進計画(平成19年度～平成22年度)

第1次三条市食育推進計画(平成18年度～平成22年度)

第2章 現状と課題 ～体系図～ (本文P.3～)

現 状

1 生活習慣に起因した疾病等の出現

肥満の出現や若い女性のやせなど

2 生活リズムの乱れ

朝食欠食や間食習慣、遅寝遅起の習慣など

3 栄養バランスの偏り

朝食欠食や主食・主菜・副菜が揃わない食事、米消費の減少など

4 食文化の伝承力減少

孤食や主食の多様化による米消費の減少など

5 生産と消費の乖離

米消費の減少、食べ残しや賞味期限切れに伴う廃棄など

課 題

生活リズムをととのえる

栄養バランスの良い
食事を実践する

食に対する感謝の心を
育む

地元食材を選ぶ

第2章 現状と課題 ～課題の詳細～ (本文P.38～)

(1)生活リズムをととのえる

幼児期から遅寝遅起の夜型生活になっている状況がある。第1次計画の成果により、朝食欠食や児童生徒の排便習慣など改善の方向に向かっているが、さらに生活リズムをととのえるために朝食習慣定着の取組を継続することが重要である。

(2)栄養バランスの良い食事を実践する

これまでの取組により、小学生の肥満減少や主食・主菜・副菜をバランスよく食べている市民が増えている状況にある。しかし、肥満や若い女性のやせ、高齢者の貧血など生活習慣に起因した様々な疾病が出現している。これは朝食内容が主食のみなど簡単な内容で済ませる状況、間食や飲酒などの習慣が影響していると考えられるため、子どもから大人まで一貫して栄養バランスのととのいやすい米飯を主食とした日本食への理解と実践につなげる取組を継続することが重要である。

(3)食に対する感謝の心を育む

核家族世帯の増加などにより、家庭の味が伝承されにくいこと、主食の多様化による米消費量の減少、外食の増加などから、地域の食文化の伝承力が揺らぎつつある。

一人で食事する子どもの存在、家庭における食べ残しや食品廃棄の大量発生などから、食を通じたコミュニケーションの大切さや、食生活が多岐にわたる力や自然の恩恵の上に成り立ち、命を繋ぐ行為であることを実感しにくくなっている。

日本食を実践し、伝統的な食文化を伝えるとともに、食の体験活動等により、感謝の心を育む取組を継続していくことが重要である。

(4)地元食材を選ぶ

これまでの取組によって、市民の地産地消の意識は高まり、直売所の数は増加している。三条市の特産である米をはじめとした野菜や果物などの地元食材を積極的に選ぶ市民を増やすとともに、安全に配慮した農産物を作る生産者を増やし、それを購入できる環境を整えることが重要である。

第3章 計画の基本的な考え方 (本文P.40～)

● 基本理念

市民一人ひとりが、健康に幸せに生きるため「食べる力」を育てていくことを目指します。

● 重点目標と評価指標

重点目標	評価指標 (括弧内は平成27年度 目標値)	
バランスのとれた朝食習慣の定着	朝食欠食の割合	5歳児(0%)、小学5年生(5%以下)、中学1年生(5%以下)、高校2年生(10%以下)、20歳代(15%以下)、30歳代(15%以下)
米飯を主食とした日本食の実践	主食、主菜、副菜をそろえて食事をしている者の割合	5歳児(40%以上)、小学5年生(50%以上)、中学1年生(50%以上)、市民(80%以上)
	主食に米飯を食べる者の割合(朝食)	5歳児(70%以上)、小学5年生(70%以上)、中学1年生(70%以上)、妊娠期(60%以上)
	肥満者の割合	5歳児(5%以下)、小学生(7%以下)、中学生(7%以下)、40歳以上(15%以下)
地産地消の推進	生産者交流会の参加児童・生徒数	保育所(延べ300人以上)、小中学校(延べ2,000人以上)
	直売所数	(40軒以上)
	スーパーのインショップ売上額	(H21の3,800万円より10%以上アップ)
	地産地消店の店舗数	(H23に事業内容検討、その後目標値を設定する)

第4章 基本的施策 (本文P.42~)

施策1: 日本食を基本とした食生活の実践

規則正しい生活リズム確立のために、朝食習慣定着を目指す取組や、米を主食として主菜・副菜がそろった日本食実践に向けた取組を継続して行います。

【主な取組】離乳食相談会、保育所等食育講座、学校食育推進事業、高校生対象の食育活動、妊婦教室や特定保健指導等の栄養相談、公民館活動と連携した講座など

施策2: 地域の農業や食文化を理解し、感謝の心を育む

地域の農業や昔から伝わる行事食や郷土料理、米飯を主食とする食文化を地域住民に伝えるために関係者と連携した取組を行います。また、子どもたちに対して、食を通じた体験・交流活動を充実させ、感謝の心を育む取組を行います。

【主な取組】生産者交流会、子どもが作る弁当の日、農業者自らの食農教育支援など

施策3: 地元食材の積極的活用

地元食材の良さを広く周知し、さらに市民に活用されるよう調査を行い、関係課等が連携しながら飲食店やスーパーマーケットなどに働きかけます。また食品残渣を利用した堆肥を地元農業に活用し、その農産物を市民へ利用する「食の循環」を推進します。地元食材を活用した給食を継続実施します。

【主な取組】地産地消給食の実施、消費者のニーズ調査(新規)、地産地消店の推進事業(新規)など

施策4: 食育の普及啓発

ホームページや広報などを活用して、市民に広く食育に関する情報提供を行います。また、関係者と連携しながら市民全体が食育に対する理解を深めるため、三条まんま塾等関係者と連携し取組を行います。

【主な取組】イベント開催、給食だより活用、食育メール配信、ホームページや広報を利用した啓発活動など